

サガハイマツト・サポーターズ 登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サガハイマツト（九州国際重粒子線がん治療センター）への応援意識を醸成するための取組として、「サガハイマツトを積極的に応援する」という意思を表明した事業所、団体及び個人（以下「事業所等」という。）をサガハイマツト・サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 サポーターズ届出書にて届出を行う事業所等を対象とする。ただし、事業所等の本来の業務又は届出事項が次の各号の一に該当する場合は登録しないものとする。

- (1) 法令に違反するおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治性または宗教性がある場合
- (4) その他、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団（以下「財団」という。）、九州重粒子線施設管理株式会社（以下「九重線」という。）がサポーターズとして適当でないと認めた場合

2 サポーターズの登録を希望する事業所・団体は、事業所名、代表者名、所在地及び電話番号等を記入し、個人にあっては氏名、住所及び連絡先等を記入し、E-mail、ファクシミリ及び郵送にて届け出るものとする。

(登録等)

第3条 サポーターズ届出の受付、登録、登録の変更等に係る事務は、財団において行う。

- 2 サポーターズは、登録した情報に変更があった場合、速やかに電話、E-mail及びファクシミリ等で財団に届け出るものとする。
- 3 登録費・年会費は、無料とする。
- 4 登録証に有効期限は設けないものとする。

(登録の取消し)

第4条 届出内容に虚偽の記載があるなど、サポーターズとしてふさわしくない行為があった場合は、財団及び九重線は協議の上、登録を取消することができるものとする。

(退会)

第5条 事業所等が退会を希望する場合は、財団に届け出ることによって退会することができる。また、所在の確認及び連絡が取れない事業所等は、財団及び九重線の協議の上、退会させることができる。

(登録情報の保護・管理)

第6条 財団及び九重線は、事業所等から提出された情報について、法令に基づき、細心の注意を払い、適正で安全な管理を行うものとする。

(個人情報管理の際の基本方針)

第7条 登録した個人情報の取扱いは、別添「個人情報取扱特記事項」に定めるものとする。

(特典)

第8条 サポーターズは、次の各号の特典を受けることができる。

- (1) サポーターズ登録証及びオリジナルステッカー
- (2) サガハイマツホームページで、事業所等の名称やPR等の紹介
- (3) サガハイマツ情報誌の送付

(附則)

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(目的)

第1条 サガハイマツト・サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）の実施に際し、個人の権利利益の保護を図るとともに、登録者に対する信頼の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

(個人情報保護方針)

第2条 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団（以下「財団」という。）及び九州重粒子線施設管理株式会社（以下「九重線」という。）は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報を適切に保護することが社会的責務であることを深く認識し、適切な個人情報の取扱いに努める。

(適切な取得)

第3条 財団及び九重線は、個人情報を、サポーターズ運営上必要な範囲に限り適正な手段で取得することができる。

(利用目的の明示及び目的外利用の禁止)

第4条 財団及び九重線は、個人情報の取得にあたり利用目的を明示する。また、取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的外での利用はしない。

(安全管理)

第5条 財団及び九重線は、サポーターズ運営上取扱う個人データの不正アクセス、盗難、紛失、破壊、漏洩、改ざん等を防止する安全管理措置を講じ、適切に取扱うものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 財団及び九重線は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団及び九重線内において利用し、また、財団及び九重線以外のものに提供してはならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として財団及び九重線の内部で利用し、または国、独立行政法人等、他の地方公共団体等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、または提供することに相当な理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると財団及び九重線が認めるとき。

(開示、訂正)

第7条 財団は、保有個人データについて、本人の権利を尊重し、本人からの各号に定める方法にて開示、訂正、追加、削除または利用停止等の提供の停止を求められた場合、各号の措置をとるものとする。ただし、請求者の本人確認が取れない場合、本人または第三者の生命、身体または財産等を害するおそれがある場合、財団又は九重線の業務に著しい支障が生じる場合、その他法令に違反することになる場合は、その全部または一部の請求をすることができない。

- (1) 開示請求の場合、開示する。
- (2) 訂正、追加、削除の場合、内容を確認し、訂正等を行う。